

原議保存期間10年  
(令和16年3月31日まで)

警察庁丁交企発第128号  
令和5年5月31日  
警察庁交通局交通企画課長

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長  
各管区警察局情報通信部長  
警察大学校交通教養部長  
警視庁総務部長

モデル処分基準の改定について(通知)

行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく自転車運転者講習の受講命令に係る処分基準のモデルについては、「モデル処分基準の策定について(通知)」(平成27年4月8日付け警察庁丙交企発第64号。以下「旧通知」という。)により通知しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部が本年7月1日から施行されることに伴い、処分基準のモデルを別添のとおり改定し、同日から運用することとしたので通知する。

なお、旧通知は同日をもって廃止する。

## 処分基準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5第2項
処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第2項（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li><li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき</li></ul>
問 い 合 わ せ 先：
備 考：